

知的財産権法の新潮流

—特許法と著作権法の改正と今後の方向—

日時
平成 24年 2月 17日 (金)
10時～16時10分 (開場9時30分)

特許法が平成23年大きく改正され、24年は著作権法の改正が予定されています。特許法には、国際的に見ると特殊な制度が残っていますが、23年の改正は、その幾つかを当たり前の姿に直すことを主眼にしたものといえます。著作権法については、著作権の制限に関する一般条項の新設が予定されています。また、国立国会図書館から絶版の図書館資料などを公立図書館などに公衆送信することを認め、プリントアウトも許す制度の新設が文化審議会著作権分科会で検討されているところです。

積み残されている問題もあります。特許法の分野では、国際的には特異な自然法則の利用を要件とする発明の概念や、差止請求を可能にするための専用実施権制度などには、まだ手が付けられていません。著作権法の分野では、電子書籍の海賊版の配信を防止できるようにするために、出版者にもレコード制作者が有するのと同様の著作隣接権を与えるべきであるとの要望が出版業界から出され、その当否について内部で検討が始まっています。

本セミナーでは、24年4月1日に施行される改正特許法の内容、著作権法の改正点、将来の立法課題と思われるものについて解説いたします。また、特許法の運用について知的財産高等裁判所が次々と出している新判例によって、特許庁の審査審判の実務が変わってきていますので、法律改正に直結する問題ではありませんが、このことについても詳しく解説いたします。

日本弁理士会会員の皆様へ

(財)経済産業調査会は、日本弁理士会の継続研修を行う外部機関として認定されています。この研修は、日本弁理士会の継続研修として認定を申請中です。この研修を修了し、所定の申請をすると、5単位が認められる予定です。

講師:

東京都立大学 名誉教授
文化庁電子書籍の流通と利用の
円滑化に関する検討会議・座長
(元・著作権審議会専門委員)

渋谷 達紀 氏

参加料:各1名につき(資料代・消費税込)

特別会員	普通会員・ 知財会員	特許ニュース 購読者	一般
10,000円	15,000円	18,000円	23,000円

場所: 銀座会議室(三丁目)2階A室

東京都中央区銀座3-7-10 松屋アネックスビル

(東京メトロ銀座線・日比谷線銀座駅下車A12番出口より徒歩約2分)

<アジェンダ>

1. 特許法の改正
 - (1) 通常実施権の当然対抗
 - (2) 冒認出願者に対する特許権の移転請求
 - (3) 訂正審判の請求時期の制限
 - (4) 対世的一事不再理効の廃止

2. 著作権法の改正
 - (1) 著作権の制限に関する一般条項
 - (2) 図書館資料の公衆送信

3. 将来の立法課題

4. 審査審判実務の変更を迫る知財高裁判決

最新のセミナー情報がご覧になれます

<http://www.chosakai.or.jp/seminar/seminar-annai.htm>

経済産業調査会 セミナー

検索

「知的財産権法の新潮流」参加申込書 (H24. 2. 17開催)

ご所属名	電話
	F A X
	E-mail
ご住所 〒	
参加者	
お名前	部署名
お名前	部署名
お名前	部署名
備考欄	
申込先	FAX : 03-3535-4884 E-mail : seminar@chosakai.or.jp
	財団法人 経済産業調査会 〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9 電話 03-3535-4881